

令和5年度

おいらせ町農業委員会

第2回 総会議事録

期日 令和 5年 5月10日

場所 おいらせ町役場分庁舎

第2回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町役場分庁舎

2. 開会期日 令和 5年 5月10日 (水) 午後 4時10分

3. 閉会日時 令和 5年 5月10日 (水) 午後 4時40分

4. 出席委員

1 番 日ヶ久保 浩幸 君	3 番 日ヶ久保 亨 君	4 番 玉川 勉 君
5 番 沼舘 廣志 君	6 番 久慈 弘子 君	7 番 吉田 良紀 君
8 番 袴田 光雄 君	9 番 佐々木 明博 君	10 番 松本 一弥 君
11 番 柏崎 幸子 君	14 番 上久保 辰視 君	16 番 川口 勉 君
17 番 成田 健義 君	18 番 名古屋 誠一 君	19 番 松林 勝智 君

5. 欠席委員

2 番 馬場 武雄 君、12 番 坂井田 進 君、13 番 袴田 信男 君、
15 番 久保田 信一 君

6. 会議に付した事件

- (1) 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出
について
- (2) 報告第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- (3) 議案第6号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- (4) 議案第7号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- (5) 議案第8号 おいらせ町農用地利用集積計画の決定について
- (6) 議案第9号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- (7) 議案第10号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画（再配分）の決定に
ついて

7. 会議録署名委員

9 番 佐々木 明博 君、10 番 松本 一弥 君

8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 局長 西舘 道幸 次長 川口 嘉大 主任主査 尾駮 淳

9. 書 記 主任主査 尾駮 淳

開会 午後4時10分

議 長	<p>(修 礼)</p> <p>ただ今から令和5年度第2回総会を開催します。</p> <p>ただ今の出席委員数は、19名中 15名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、2番 馬場 委員、12番 坂井田 委員、13番 袴田 委員、15番 久保田 委員については、欠席のむね連絡がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、9番 佐々木 明博 委員、10番 松林一弥 委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の尾駮主任主査を指名いたします。</p> <p>では、これより報告事項に入ります。</p> <p>報告第4号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題といたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>

<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。 それでは、報告第4号について説明します。 議案書の1-1から1-2ページをご覧ください。 本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりです。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p>
<p>7番 (吉田委員)</p>	<p>7番吉田です。番号2の合計面積について、結局どう読めばいいのか。点が2種類あってよくわからない。</p>
<p>事務局 (川口事務局次長)</p>	<p>鶉久保山 [] の田の登記地積が、5.42㎡と小数点以下2桁なっているため、合計面積も、11,546.42㎡と小数点以下の表示になったものです。</p>
<p>7番 (吉田委員)</p>	<p>数値があっているのであればいいが。すこし、見づらいなので、桁をそろえるなどできないものか。</p>
<p>事務局 (川口事務局次長)</p>	<p>ご指摘のとおり、次回からは桁を揃えて表記します。</p>
<p>議長</p>	<p>他にないようですので、報告第4号は報告済みとさせていただきます。</p>

議 長	<p>次に、報告第5号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第5号について説明します。</p> <p>議案書の2ページと、資料1をご覧ください。</p> <p>照会は1件であり、内容については記載のとおりです。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>特にないようですので、報告第5号は報告済みとさせていただきます。次に議案事項に入ります。</p> <p>議案第6号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第6号について説明します。</p> <p>議案書の3ページをご覧ください。</p>

<p>事務局 (川口事務局次長)</p>	<p>今月の農地法第3条許可申請は、1議案3件であり、所有権移転が3件です。</p> <p>番号1は、親子間の贈与です。</p> <p>資料2、3をご覧ください。</p> <p>譲渡人は■■■■、譲受人は■■■■。</p> <p>土地の所在は 犬毛谷地■■■■ 外3筆、地目は田、畑、面積は合計5,815平方メートルとなっております。</p> <p>ここで担当より補足説明があります。</p> <p>議案の説明前に、事務局から修正報告させていただきます。3ページの1番の案件ですが、土地の所在等に記載の4筆の内、中野平■■■■を取り下げ、本案から削除します。</p> <p>その理由ですが、去る4月27日に、会長はじめ委員3名と事務局で現地調査を行いましたところ、当該農地に大量の土砂が投入され一部固く整地されており、土砂が盛られていない部分も、畑の機能を著しく失わせている様相であると確認致しました。このため、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件を欠くものと判断し、当該地を不許可相当としたものです。申請者側にはこの旨を伝えております。</p> <p>議案書では、この畑を削除し、下段合計面積の記載は、3筆、3,102㎡、その右の譲受人世帯耕作状況についても、畑2,713㎡を削除し、合計面積も3,102㎡となりますので修正をお願いします。</p>
--------------------------	--

<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>それでは番号2から説明を続けます。</p> <p>番号2は、売買による所有権移転です。</p> <p>資料4をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は 阿光坊 [REDACTED] 外1筆、地目は田、畑、面積は合計5,924平方メートルとなっております。</p> <p>番号3は、売買による所有権移転です。</p> <p>資料5をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED] [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は 木ノ下南 [REDACTED]、地目は畑、面積は1,999平方メートルとなっております。</p> <p>申請書を精査した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p>
<p>5番 (沼館委員)</p>	<p>5番沼館です。番号1の中野平について、取下げの旨説明があったが、親子間贈与でも今回不許可となり、今後もずっと贈与できないということなのか。</p>

<p>事務局 (川口事務局次長)</p>	<p>現況を畑として復元すれば、贈与であれ売買であれ許可できます。しかし、農振農用地区域内でもありますので、このまま違法転用状態である限りは不可能です。</p>
<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>わかりました。</p>
<p>議長</p>	<p>他になければ、質疑なしと認め、議案第6号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第6号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第7号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは議案第7号について説明します。</p> <p>議案書の4ページと資料6と7をご覧ください。</p> <p>貸渡人は[]、借受人は[] []。</p> <p>土地の所在は、牛込平[] 外3筆、登記地目は田、現況地目は畑、面積は合計2,304平方メートルです。用途、転用の事</p>

<p>議 長</p>	<p>由は資材置場となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>1 0 番 (松林委員)</p>	<p>それでは、調査の結果について説明します。4月27日に 松林会長、佐々木 明博 委員、私、西館事務局長、川口事務局次長、尾駮主任主査の6人で調査を行いました。</p> <p>番号1の申請地は、貸渡人が経営する会社の資材置場が手狭になってきたことから、新たな資材置場を設置します。資材置場のため、汚水は発生せず、雨水は敷地内で浸透させ、処理します。周辺農地との地盤高は同一であることから、農地への影響はないと考えます。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>調査員からの説明が終わりました。</p> <p>つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>番号1の農地区分は、小集団の生産性が低い農地と考え、その他の2種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、現在使用している資材置場が手狭になってきたことから、資材置場の増設を計画しました。申請地の選定にあたり、会社</p>

<p>議 長</p>	<p>からも近く、交通の便の良く、面積も十分に確保できる当該農地を選定しました。申請地周辺で代替地も検討しましたが条件が折り合わず、やむなく当該農地の申請に至ったものであります。不許可の例外で認められる、代替土地がないに該当します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第7号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第7号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第8号「おいらせ町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第8号について説明します。</p> <p>議案書の5-1から5-5ページをご覧ください。</p> <p>使用貸借権の設定が4件、賃借権の設定が7件、所有権の移転が1件となっております。</p>

	<p>これにより集積される農地は36筆で、合計面積は76,550平方メートルとなります。</p> <p>計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p>
5番 (沼館委員)	<p>5番沼館です。基盤法が改正されたときいているがどのような内容なのか。</p>
事務局 (尾畷主任主査)	<p>沼館委員の質問について回答いたします。令和5年4月1日付けで改正基盤法等の一部を改正する法律が施行されました。変更内容については皆さまのご存じと思いますが地域計画等の内容が盛り込まれております。ただ、すぐに新しい基盤法に移行することは困難であることから、移行期間が設けられており、期間については「地域計画が策定または2年間(令和7年3月)」までです。本議案の基盤法第18条についてはこの改正後、集積計画の内容ではなくなっております。なので、2年間は「改正前の基盤法」という、議案書では標記しております。</p> <p>今後、研修などで、変更内容の説明があると思われしますので、提供できる資料がありましたら、委員の皆さまにお知らせしたいと考えております。以上です。</p>

<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>わかりました。</p>
<p>議長</p>	<p>他にありませんか。</p>
<p>8 番 (袴田委員)</p>	<p>8番、袴田です。番号9から11の「解除条件付き」とはどのようなものでしょうか。</p>
<p>事務局 (尾畷主任主査)</p>	<p>袴田委員の質問について回答します。一般的な許可要件として、基本構想に合致していることが挙げられます。その中に、全部効率利用要件、営農してくださいという要件、周りの農地に迷惑かけないでくださいなどの要件があります。法人についてはこれに加え、契約書（集積計画）のなかに、借りる農地をきちっと営農しなければ契約を解除しますという条件をつけることで法人であっても農地を借りることができます。以上です。</p>
<p>8 番 (袴田委員)</p>	<p>わかりました。</p>
<p>議長</p>	<p>他になければ、質疑なしと認め、議案第8号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第 8 号は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第 9 号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画一括方式の決定について」を議題とします。本議案の中には、吉田 良紀 委員と後継者が当事者となっている事案がございます。議案第 9 号 番号 1 6 と 1 7 は、農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、吉田 良紀 委員は退出をお願いいたします。</p> <p>(吉田 良紀 委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、まず、吉田 良紀 委員と後継者が当事者となっている事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第 9 号 番号 1 6 と 1 7 について説明します。</p> <p>議案書 6 - 6 から 6 - 8 ページをご覧ください。</p> <p>内容は、賃借権の設定が 2 件となっております。これにより集積される農地は 6 2 筆で、合計面積は 1 3 1, 1 7 5 平方メートル、設定期間は 3 年間となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>

議 長	<p>質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、本事案を原案どおり決定いたします。吉田良紀 委員の入室を認めます。</p> <p>(吉田 良紀 委員 入室)</p>
議 長	<p>吉田 良紀 委員にお伝えします。本件は、原案どおり決定いたしました。それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第9号残りの事案について説明します。</p> <p>議案書の6-1から6-5、6-8、9ページをご覧ください。</p> <p>使用貸借権の設定が15件、賃借権の設定が3件となっております。</p> <p>ここで、一件訂正があります。6-2ページ番号2の合計面積に記載漏れがありました。合計面積は34531.84㎡となります。これにより集積される農地は49筆で、合計面積は116,217.65平方メートル、設定期間は3年から20年間となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま す。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第9号残りの事案を原案どおり決定するこ とにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第9号残りの事案を原案どおり決定いた します。</p>
議 長	<p>次に、議案第10号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地 利集積等促進計画再配分の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第10号について説明します。</p> <p>議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>内容は、使用貸借権の設定が1件となっております。これにより 集積される農地は4筆で、合計面積は10,056平方メートル、 設定期間は令和9年までとなっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議	長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受け ます。 (質疑・意見なし)
議	長	質疑なしと認め、議案第10号は原案どおり決定することにご異 議ございませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議なしと認め、議案第10号を原案どおり決定いたします 以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。 これで、第2回おいらせ町農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後4時40分